

一時預かり事業等を御利用の皆様へ

令和8年度版

一時預かり等の利用者費用を軽減します（ご案内） 「上田市一時預かり事業等利用者費用軽減事業補助金」

子育てを応援する補助事業

一時預かり事業等の利用者費用を軽減することで、すべての児童の健やかな成長を支援し、保護者のストレスや「孤育て」の解消、楽しい子育てを応援します。

ご負担いただいた利用者費用について、申請をいただくことで対象となる金額を補助します。

■対象となる方と補助金額

区分	対象事業	補助上限額(対象事業1人当たり)		対象期間	
1	一時預かり事業	生活保護を受給している世帯	日額 3,000 円	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までの間の利用分	
2		住民税非課税世帯	日額 2,400 円		
3		年収 360 万円未満の世帯	日額 2,100 円		
4		市長が必要と認めた世帯	日額 1,500 円		
5	一時預かり事業等※4	上記1～4以外の世帯			
		年度内の利用回数1回	年額 1,500 円		
		年度内の利用回数2回	年額 3,000 円		
		年度内の利用回数3回	年額 4,500 円		
	年度内の利用回数4回以上	年額 6,000 円			

令和7年度から、対象年齢はいずれの区分も満6歳未満の児童になりました。

※満6歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

区 分	年度内でいずれか1つの区分のみ利用できます。
対 象 事 業	区分5の「一時預かり事業等」は、ファミリーサポートセンター、病児保育、ショートステイを含みます。
補 助 上 限 額	利用者費用が補助上限額に満たない場合は、利用者費用額を補助します。
住 民 税 非 課 税 世 帯	当該年度の市町村民税が非課税の世帯である場合
年 収 3 6 0 万 円 未 満 の 世 帯	当該年度の市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯である場合
対 象 期 間	各年度単位での補助金のため、過年度分の申請はできません。

次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ①給付認定を受け、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等に入所している児童。
- ②市内に住所を有しない方。
- ③市税の滞納がある方。

■対象となる施設、事業者

上田市の公立保育園の一時預かり事業の対象園

その他の施設や事業者は、上田市公式ホームページを御確認ください。



詳しくはこちらへ

■サービス利用から補助金の申請、受け取りまで

手順	お手続き	内容									
①	一時預かり等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者費用を施設にお支払いください。 ・領収書を受け取ってください（申請に必要です。）。 									
②	申請書の取得	<p>申請書は次のいずれかの方法で取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設で受け取る。 ・上田市保育課（健康プラザうえだ内）で受け取る。 ・上田市公式ホームページからダウンロードする。 									
③	必要書類の提出	<p>○提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書 2. 領収書の写し 利用日ごとの利用者費用が記載されたもの。 3. 利用明細書の写し 領収書に「利用日ごとの利用者費用」の記載がない場合に必要です。 過去の利用明細書が必要な場合は、利用された施設にご相談ください。 4. 課税証明書が必要な場合があります。 区分2・3の方のうち、申請日の前年度の1月1日時点の住所が上田市外の方 <p>○提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用した施設又は上田市保育課（健康プラザうえだ内） ・郵送による提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（提出先）〒386-0012 上田市中央 6-5-39 ひとまちげんき・健康プラザうえだ保育課あて</p> </div> <p>○提出する時期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 60%;">提出時期</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1~4</td> <td>月単位または年度単位でまとめて提出してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>年額合計 6,000 円利用後の翌月末 (ただし、3月利用分は4/9まで)</td> <td>年1回の申請にまとめてください</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和8年度分の提出締切日】 令和8年度（R8.4.1~R9.3.31）利用分の提出締切日は、令和9年4月9日（金曜日）です。</p>	区分	提出時期	備考	1~4	月単位または年度単位でまとめて提出してください		5	年額合計 6,000 円利用後の翌月末 (ただし、3月利用分は4/9まで)	年1回の申請にまとめてください
区分	提出時期	備考									
1~4	月単位または年度単位でまとめて提出してください										
5	年額合計 6,000 円利用後の翌月末 (ただし、3月利用分は4/9まで)	年1回の申請にまとめてください									
④	補助金の受け取り	<p>市が申請書、添付書類、支払額を審査し、指定の口座に補助金をお振込みします。</p> <p>※申請から振り込みまで概ね2か月程度かかります。</p> <p>※申請内容についてお問い合わせさせていただくことがあります。</p>									

問い合わせ先
上田市健康こども未来部保育課
TEL : 0268-23-5132
hoiku@city.ueda.nagano.jp